明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・環境一）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二）　二
〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁八）　三
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用の一部を改正する件（総務二〇）　三
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同二一）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同二）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同三）　四
○除籍が滅失した件（法務一八）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一九）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務五六）　五
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（文部科学・環境一）　五
○特別史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁三）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通五五、五六）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局五～七）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一二）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局四、五）　六
〔国会事項〕
内閣　警察庁　法務省
〔人事異動〕
官庁事項
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
北海道開発局公示（北海道開発局）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二九
会社その他

省　令

○農林水産省環境省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十日

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎

特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定国内種事業の届出） **第二条**　法第三十条第一項第四号の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二‖　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「令」という。）別表第三の第一に掲げる種の個体等を飼養し、又は繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項 イ　飼養施設又は繁殖施設の所在地、規模及び構造 ロ　飼養又は繁殖に従事する者の氏名及び飼養又は繁殖に関する経歴 ハ　飼養又は繁殖の方法及び計画 ニ　生きている個体の逸出を防止するための措置 ホ　繁殖に他の動植物種を用いる場合にあっては、その種名及び生態系の保全への配慮に関する事項 三　令別表第三の第二に掲げる種の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 2　（略）	（特定国内種事業の届出） **第二条**　法第三十条第一項第四号の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） （新設） 二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和七年二月十二日から施行する。

○環境省令第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第九条第四号及び第十二条第一項第九号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十日

環境大臣　浅尾慶一郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（捕獲等の禁止の適用除外） **第一条の五**　法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） 五‖　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により免許を受けた者が、漁業を営むために必要やむを得ない範囲内で*Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）の個体の捕獲等をすることであって、捕獲等をした個体が生きている場合にあっては、漁業を営む上で支障のない範囲内で、その後直ちに当該個体を当該個体の捕獲等をした場所に放つものであること。	（捕獲等の禁止の適用除外） **第一条の五**　法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） （新設）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕されたもの若しくは漁業法第百二十条第一項の規定による指示に従って採捕されたもの又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ～ヌ　（略）

九・十　（略）

3　（略）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第百二十条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ～ヌ　（略）

九・十　（略）

3　（略）

附　則

この省令は、令和七年二月十二日から施行する。